

2019年10月1日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行**住宅ローン商品「自然災害サポートオプション」の取扱開始について**

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（取締役社長 西澤 敬二）と提携し、地震や台風などの自然災害発生時に罹災されたお客さまの住宅ローンの返済負担を軽減するサービスを付帯した住宅ローン商品「自然災害サポートオプション」を、本日より取扱開始いたします。

- ▶ **約定返済の払戻しや住宅ローン債務の一部免除を通じて、お客さまの生活再建をサポートします**
自然災害は頻度・規模ともに近年拡大傾向にあり、住宅ローンを利用されるお客さまにおいては、万が一への「備え」の一つとして罹災した後の生活再建や二重ローンの回避などの対策が必要です。本商品は、既存の火災保険や地震保険では対応しきれないリスクをカバーします。
- ▶ **お借入れの途中でもご利用いただけます**
りそな銀行・埼玉りそな銀行で新たに住宅ローンをお借入れいただくお客さまだけでなく、既にりそな銀行・埼玉りそな銀行でお借入れいただいているお客さまもサポートいたします*。
※ お借入れの途中でご利用（中途加入）いただく場合は、住宅ローンの変更手続きが必要となりますので、詳細は別紙の商品概要説明書をご覧ください。

【商品概要】

	返済補償型プラン	残高補償型プラン
内 容	<p>自然災害に罹災した場合、罹災の規模に応じて、毎月の約定返済額を6～24ヶ月間補償します。補償は、約定返済の停止ではなく、約定返済を行っていただいた後に、約定返済相当額を払い戻す形式になります。</p> <p>【対象となる自然災害】 地震/津波/噴火/落雷/水災/風災/ひょう災/雪災</p> <p>【罹災の規模】 全壊 : 約定返済額 24ヶ月分 大規模半壊 : 約定返済額 12ヶ月分 半壊 : 約定返済額 6ヶ月分</p>	<p>地震・津波・噴火に罹災し、自宅が全壊認定を受けた場合、建物部分ローン残高の50%を免除します。</p> <p>マンション等、住宅ローンが土地分と建物分に分かれていない場合には、所定の按分方法にて建物部分ローン残高割合を算定します。</p>
金 利	お借入金利に+0.1%上乗せ	お借入金利+0.3%に建物金額割合を乗じた金利を上乗せ

上記のいずれかのプランのみご利用いただけます

以上

商品概要説明書

2019年10月1日現在

項目	内容
1. 商品名	自然災害サポートオプション
2. ご利用いただける方	<p>当社の住宅ローンをご利用になる方（または利用されている方）。ただし、以下の商品を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りそな住宅ローン【フラット 35】 ・リバースモーゲージ型住宅ローン「あんしん革命」 ・りそな「すまい・るパッケージ（フラット 35）」 ・りそなフラット ON ・りそな諸費用ローン など <p>※住宅用土地取得資金（建物建築資金を含みません）にはご利用いただけません。</p> <p>※分割借入期間中はご利用いただけません。分割借入方式をご利用の場合は、最終回の分割借入実行日から 3 か月後の応当日までにお手続きいただいた場合に限り、変更手数料不要でご利用いただけます（別途、変更契約証書のご提出が必要となります。また、最終回の分割借入実行日から 3 か月後の応当日の翌日以降にお手続きいただいた場合は、当社所定の変更手数料を申し受けます）。</p>
3. 対象となる物件	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローンのお借入対象物件であること。 ・住宅ローンをお借入れになるご本人がお住まいになる物件であること。 ・1982年（昭和57年）1月1日以降に建築された物件であること。
4. 自然災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害発生時に、建物の罹災状況に応じて補償金をお支払いします。 ・自然災害補償には、「返済補償型」および「残高補償型」があります。 <p>【返済補償型】 建物の罹災状況に応じて、毎月のご返済額を一定期間分払戻します。 半壊・・・6か月分 大規模半壊・・・12か月分 全壊・・・24か月分</p> <p>【残高補償型】 建物が全壊（全焼、全流失含む）した際に、罹災日時点の住宅ローン残高に対する建物金額割合の 50%を免除します。 （例）罹災日時点の住宅ローン残高 2,000 万円、建物金額割合 40%の場合 免除される金額：2,000 万円 × 40%（建物金額割合）× 50%（免除割合）= 400 万円</p> <p>※建物金額割合とは、お借入金額に対する建物金額の割合です。建物金額は売買契約書／請負契約書または固定資産課税証明書により確認します。確認できない場合は当社所定の方法により算出しますが、算出できない場合は本オプションをご利用できません。</p> <p>※補償金のお支払いや自然災害補償の詳細については、自然災害サポートオプション商品説明書をご確認ください。</p>
5. お借入期間	<p>【返済補償型】 20 年以上かつ、本商品を付帯する住宅ローンと同期間</p> <p>【残高補償型】 本商品を付帯する住宅ローンと同期間</p>
6. 上乗せ金利	<p>【返済補償型】 お借入金利+0.1%</p> <p>【残高補償型】 基準上乗せ金利+0.3%に、建物金額割合を乗じた金利が上乗せとなります。 （例）借入額 2,000 万円、うち建物金額 800 万円の場合・・・建物金額割合=40% 適用上乗せ金利：0.3% × 40% = 0.12%</p> <p>※上乗せ金利は変動することがあります。上乗せ金利の変動にあたっては、当社はお客さまに当該変動の 3 か月以上前に事前通知を行い、お客さまの同意を得たうえでを行います。ただし、当社が定める期限までに上乗せ金利の変動について同意いただけない場合、本商品は金利の変動日をもって失効します。</p>
7. 中途加入	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品はお借入れの途中でご加入いただけます（別途変更契約の締結が必要です）。 ・中途加入時には、変更手数料 11,000 円（消費税等込み）を申し受けます。 （お借入日以降 3 か月後の応当日までにお手続きいただいた場合に限り、変更手数料は無料となります）。
8. 本商品の補償が適用されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害を直接または間接の原因とせず罹災した場合（例：失火による火災等） ・本商品の利用前または本商品の解約もしくは失効後罹災した場合 ・住宅ローン契約上の一切の債務について、期限の利益を喪失した場合（罹災日前後にかかわらず、補償されません） ・罹災日時点で住宅ローンの約定返済について 1 か月を超えて延滞している場合 ・お客さま、またはお客さまの推定相続人の故意または重大な過失によって対象物件が罹災した場合、または法令違反があった場合 ・払戻しを行うことが公序良俗に反する場合 ・自然災害サポートオプション補償申請書または罹災証明書その他必要な書類に故意に不実のことを記載した場合、または書類を偽造もしくは変造した場合 ・住宅ローン完済日の翌日以降に罹災した場合

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村等から罹災証明書が発行されない場合、あるいは正当な理由なく、発行された罹災証明書を当社へご提出いただけない場合 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動により被害にあった場合 ・直接・間接を問わずテロ行為により被害にあった場合 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性による事故により被害にあった場合
9. 本商品の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまよりお借入期間中に所定の方法により本商品を解約する旨のお申し出があった場合、住宅ローンの変更契約を締結のうえ、お申し出に基づく銀行切替処理日（＝解約日）に解約となります。なお、解約日以降最初に到来する約定返済日より上乗せ前の金利でのご返済となります。それまで上乗せされていた分の利息は、ご返金しません。 ・解約日以前の罹災については、引続き本商品の対象となります。 ・解約後においても払戻し対象期間が残る場合には、当該期間にわたって所定の回数分が払戻しされます。 ・解約時には変更手数料 11,000 円(消費税等込み)を申し受けます。
10. 本商品の内容変更	<p>本商品の内容につき変更が必要と当社が判断した場合、内容の一部または全部を変更する可能性があります。その際当社は事前にお客さまに通知しますが、お客さまが変更不同意の場合、本商品は、内容の変更日をもって失効します。</p>
11. 本商品の失効	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が本商品の継続、維持が困難と判断する事由が発生した場合において、当社が失効日を定め、失効日前までにお客さまの届出住所宛に書面通知した場合、失効日を以て本商品は失効します。 ・本商品が失効した場合、失効日翌日以降、本商品に基づく金利の上乗せは行いません。なお、それまで上乗せしていた分の利息は、ご返金しません。 ・失効日以前の罹災については、引き続き本商品の対象とします。 ・本商品が失効した場合、失効日以前に罹災し、失効後においても払戻し対象期間が残る場合には、当該期間にわたって所定の回数分が払戻しされます。
12. 払戻金の課税関係	<p>本商品に基づく補償金は、課税所得として所得税の課税対象となります。また、金利の上乗せ負担分は必要経費として控除されます。補償金の支払いを受けた場合、確定申告が必要となります。確定申告、税制の変更等を含む本商品に関する課税上の取扱いの詳細については、税務署・税理士等へお問合せください。</p>
13. 当社が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 <連絡先> 全国銀行協会相談室 <電話番号> 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
14. その他	<p>上記に記載のない事項については、利用する各商品の商品概要説明書をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入金利は窓口または当社ホームページでご確認ください。 ・お申込みの際は、当社および保証会社所定の審査があります。結果によっては、ご希望にそえない場合もありますので、ご了承ください。